

仕様書

1 借入物品等

PC 端末機一式（ノートパソコン 1 台、搬入、設置、調整、撤去、保守一式）

2 借入期間

5 年間（令和 7 年 5 月 1 日から令和 12 年 4 月 30 日まで）の借入れとする。

ただし、翌年度以降の予算金額に減額又は削除があった場合は、契約を途中解除することがある。

なお、賃貸借期間終了後、オフィスライセンスの使用権は愛媛県に、端末機等の所有権は貸与者に帰属するものとする。

3 設置場所

愛媛県南予地方局建設部（宇和島市天神町 7 番 1 号）

4 機器の要求性能

(1) 別添 1 「機器性能条件表」に示す性能条件を満たしていること。

なお、借入物品は、庁内 LAN に接続しないスタンドアロン端末機である。

(2) ソフトウェアについては全て正規ライセンスを受けたものとし、不法ライセンスのソフトウェアの導入は認めない。

5 賃貸借費用

(1) 別添 3 「賃貸借契約書（案）」の内容とし、機器の搬入設置調整費、撤去費、保守費を含めること。

(2) 機器費には、機器を接続し、動作させるために必要となる、電源ケーブル、入出力装置、その他周辺機器の接続ケーブル等の配線材の費用を含む。

6 保守体制の要件

(1) 保守サービスの形態

オンサイト保守サービス（故障連絡を受けた後、担当の保守要員が「問題箇所の確定と回復作業」を、該当機器が設置されている現場で行うこと）であること。

(2) 保守サービスの期間及び時間帯

借入期間中の平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

(3) 保守サービス対象物品

ア ハードウェア製品とする。

イ 但し、回復作業は、OS・アプリケーションソフト・各種設定等について納入時の状態まで復元すること。

ウ SSD 交換時には、旧 SSD については、データを復元できないよう、データ消去ソフト等で消去したうえで持ち帰ること。

エ 回復作業を行った後は、必ず端末の正常性を確認し、担当職員の確認を受けること。

(4) 保守サービス体制

ア 故障受付窓口は、受注者自身とするなど保守サービス体制を一本化すること。

イ 担当職員から不具合通報を受けた当日に、担当職員の指示する場所に到着し、回復作業に着手すること。ただし、時間的に当日到着が困難な場合は、翌日到着とする。

ウ 回復作業が終了した際は、担当職員まで連絡すること。また、回復見込みが長時間に及ぶ場合は、故障修理に関する作業の進捗情報を、担当職員へ連絡すること。